

名護市教育委員会議事録

会議名	第 371 回名護市教育委員会臨時会			
開催日時	令和 3 年 5 月 14 日（金） 開会 16：00 閉会 18：25			
開催場所	名護市役所 第 1・2 研修室			
出席者	教育長 委員（教育長職務代理者） 委員 委員 委員	岸本 敏 孝 大城千代子 照 屋 厚 大 城 享 宮 城 恵 次	教 育 次 長 教）総務課長 兼学校給食センター長 教育施設課長 教育施設技幹 学校教育課長 図書館長 地域力推進課長 こども育成環境整備 プロジェクトチーム主幹 教）総務係長 奉仕係長	岸 本 尚 志 玉 城 利 和 仲 田 宏 具 志 堅 文 明 比 嘉 悟 岸 本 林 玉 城 智 代 大 兼 康 弘 當 山 貴 将 神 元 倫 子 他 担当職員
欠席者				

1 議案

- 報告第 7 号 専決処分事項の報告について（名護・やんばるの自然と文化拠点施設建設工事（博物館棟）請負契約の契約金額を変更する契約について）
- 議案第 19 号 名護・やんばるの自然と文化拠点施設建設工事（博物館棟）請負契約を変更する契約について
- 議案第 20 号 令和 3 年度名護市一般会計補正予算（教育費予算（補正第 3 号））の要求について
- 議案第 21 号 名護市認定こども園の設定及び管理に関する条例の制定について
- 議案第 22 号 名護市立幼保連携型認定こども園に関する教育委員会の意見を聴取する事務を定める規則の制定について
- 議案第 23 号 令和 3・4 年度名護市学校給食センター運営委員（監査委員）の委嘱について
- 議案第 24 号 令和 3 年度 5 月人事異動について ※秘密会

2 内容

- ・報告第 7 号 専決処分事項の報告について（名護・やんばるの自然と文化拠点施設建設工事（博物館棟）請負契約の契約金額を変更する契約について）

（教育施設課長より説明）

委員：東側法面が崩壊した原因は。

教育施設課長：去った令和 3 年 2 月 26 日の大雨や前日の集中豪雨の影響が原因であり、対策を今

検討して実施している。

委員：今後台風や集中豪雨があった場合、対応に問題はないのか。

教育施設課長：二次災害防止的な役割をもった追加変更になっている。法面の崩壊した箇所のブルーシートでの養生、現在崩れている部分の下の方の押え盛土を行い、更なる崩壊により建築工事現場に流出しないよう対応している。この際の押え盛土については、今後の法面对策に作業する際の作業用通路として使用していくことになる。崩壊後、経過観察も行っているが、特に動いてはいないので、大規模な崩壊や滑りということには繋がっていないと考えている。

委員：法面对策工事に伴う引抜試験というのは今後のためにか。

教育施設課長：対策に向けて試験的なものを行っている。

委員：濁水処理機は地下にあるのか。

教育施設課長：地上にある。処理能力は最小値での規模の仕様だった。当建物の範囲内であればカバー出来たと思うが、大雨や集中豪雨により外から想定外の水が結構あり、10 m³/h では処理出来ないこともあり現状の仕様変更となっている。

委員：処理能力を5倍として仕様変更を行っているが、今後台風や豪雨がある場合に処理能力が50 m³/h は問題ないか。

教育施設課長：最大24時間雨量が100mlを超えることもあったが、今50 m³/h で処理が出来るので大丈夫と思われる。

・議案第19号 名護・やんばるの自然と文化拠点施設建築工事（博物館棟）請負契約の契約金額を変更する契約について

（教育施設課長より説明）

委員：法面对策工事に伴う引抜試験の結果次第では、工法変更はあり得るということか。

教育施設課長：作業内容の変更はあり得るが、工法自体の変更はない。補足として中央の排水パイプで水を抜くことを考えている。

委員：排水パイプは1箇所か。

教育施設課長：17箇所実施する予定。あくまでも表層的な滑りだったのでフィット筋工法を今回採用した。

委員：植生マットは全面に被せるのか。

教育施設課技幹：崩壊した法面工部分に被せる。

委員：植生マットを敷くと維持管理の上で草刈りが発生すると思うが、草ではなく花の種子が入っている植生マットはないのか。

教育施設課長：ここはもともと植生マットを被せていたが崩壊してしまった。そのため今回の工法に変更するという事。

教育施設課技幹：花の種子が入った植生マットがあるか、確認はしないといけない。

委員：キャップやホールディングバー等は地表には出ないのか。

教育施設課長：ボルトを締めていって地中に埋めていくためほとんど目立たない。

（採決の結果、原案のとおり承認）

・議案第20号 令和3年度名護市一般会計予算（教育予算（補正第3号））の要求について
（教育委員会総務課長より説明）

委員：名護中学校のみが活用出来るということか。名護中学校のみの活用だと教育委員会予算として計上して問題ないのか。

教育委員会総務課長：通常予算として各学校に執行分予算を配分しているが、名護中学校に対する指定寄付金を子ども夢基金に積み立てた上で、その中で基金を取り崩し、名護中学校の予算に上乘せした形で配分する形になる。基金へ積み立てた理由は、学校が周年事業をやる場合には、通常、期成会等に寄附することはできるが、そのような周年事業ではなく、学校に直接寄付を行う事が出来なかった為である。また、税制面での控除等の優遇措置もあるため一旦基金として子ども夢基金に受け入れた。

（学校教育課長より説明）

委員：小学校の専科の人事は後付けなのか。

学校指導係長：配置に関しては3月24日に内示があった。ただ3月議会への上程が時期的に難しいため今回の予算計上となった。

委員：大北小学校には初めて導入されたということか。

学校教育課長：その通り。

委員：全県下で増えていくイメージがあったため、これから体育と言わず英語等も増やして行ってほしい。

学校教育課長：県自体の事業で、県全体で便宜を図り各事務所単位で枠を配分している。

委員：以前は研究指定ということで採択を受けていたため事業成果の報告をしなければならない。予算確保のために一つの事業化して成果を示していくことが大事。

委員：指導書についてだがこれは追加ということか。

学校教育課長：昨年、小学校4年生の社会科教科書が移行期に伴い急遽新しく変わった。そのため、移行期に伴う必要な指導書の予算ということ。

委員：専科というものは高学年の専門的な授業を担当する先生ということか。

学校教育課長：その通り。学級指導もそうだが体育専科の役割として、体育の授業の質の向上を自分の学校だけでなく近隣来学校にも授業公開し、しっかりと伝えるというもの。

委員：尚更どんどん配置して行ってほしい。

（図書館長より説明）

委員：現在所属している会計年度任用職員への増額ということか。

図書館長：3人増員するため、その3人分の支払給料の増額ということ。

委員：祝日の開館は以前からあったと思うが、なぜ増員となったのか。

奉仕係長：会計年度任用職員制度移行によって、勤務時間の変更や年次休暇の増加に伴い令和2年度は祝日を休館としていたが、市長より祝日も開館した方がよいのではということがあり、祝日開館を実施する為、今回の増員となった。

（地域力推進課長より説明）

委員：今回はどの区への助成か。

地域力推進課長：55区支部の輪番制を取っており、名護から始まり久志、羽地、屋部となっており、

今回は屋我地への助成予定となっている。

(採決の結果、原案のとおり承認)

・議案第21号 名護市立認定こども園の設置及び管理に関する条例の制定について

(こども育成環境整備 PT 主幹より説明)

委員：教員免許については幼稚園教諭と保育教諭両方必要ということか。両方持っている人を配置するということか。

こども育成環境整備 PT 主幹：保育教諭という職名で配置する形になる。現在、久志幼稚園教諭、それから瀬嵩保育所にいる方で幼稚園教諭免許、保育士資格を合わせもった職員を保育教諭の位置づけになるように進めている。

委員：1号認定こども(教育を必要とする3～5歳)と2号認定こども(保育を必要とする3～5歳)を分けている理由はなぜか。

こども育英環境整備 PT 担当：厳密に言うと2号認定に保育を必要とすると記載はあるが、教育も受けることとなる為、2号も1号も同じ教育課程となる。1号の子は保護者の就労関係なく入れるので保育とは必要としないが、人数についてはまだ細かく把握しておらず、現状の久志幼稚園の人数を参考に設置している。

委員：施設の関係で放課後児童クラブはどこが経営することになるのか。

こども育成環境整備 PT 主幹：具体的には決まっていない。

委員：一般になる可能性はあるというか。

こども育成環境整備 PT 主幹：市が支出はするが、運営にあたっては公募した上で対応する。

委員：地域でもこれから浸透していくうえで、5歳児だけのクラスだけが幼稚園というイメージになっても困るので、三年間まとめてこども園ということを地域に浸透させていくことがこども園の役割ではないかと思う。

こども育成環境整備 PT 主幹：就学前の施設ということで連携を密にしていくことも必要と考えている。

委員：児童定員だが、途中での変更や転入希望の際は排除しない方向で考えているのか。

こども育成環境整備 PT 主幹：施設面積はゆとりをもって作っているのだから、柔軟に対応可能だと考えている。

委員：子育て支援室だが、二見地区だと名護まで行って乳児を遊ばすためにかなり負担になるので、是非活用出来たら良い。その際はこの支援員の配置が必要となるのではないか。

こども育成環境整備 PT 主幹：事業として取り組んでいくと専任の支援員の配置が出てくると思う。運営の在り方で、支援室の利用については一日10組程度を想定している。園長なり資格教諭がいるのでその中で対応していく。今現時点で支援員の配置というのはまだ想定していない。

委員：告知をしてもらおうと地域利用したいと思うが、園長や職員に委ねると、職員の負担があるので、園長等に委ねるのではなく、一定数の人数が予約を申し込んで来たら、1人支援員を確保して充てるというようなところまで運営に携わってほしい。

(採決の結果、原案のとおり承認)

・議案第22号 名護市立幼保連携型認定こども園に係る教育委員会の意見を聴取する事務を定める規則の制定について

(こども育成環境整備 PT 主幹より説明)

委員：教育課程に関する基本的事項の策定ということだが、子供の実態、家庭の実態という家庭環境が見えづらいという中で、就学前の子供たちを保育園であり幼稚園でどのように育てていくのかということを経済課程の中の意見に盛り込んでほしい。今後どういう方向で認定こども園を名護市内の状況の中で持っていくのか。

こども育成環境整備 PT 主幹：幼保連携型こども園に関しては9月1日に開園予定のもので捉えており、地域性や人口的な推移を考慮して保育所と幼稚園を一緒にしている状況だが、幼稚園型の認定こども園への移行については今後議論が必要になってくる。方向性という点については今後の話し合いになると考えている。

委員：保育を必要とする2号認定こどもと3号認定こどもについて、同じ教育課程で進めていくとのことだったがこども園には保育園児にも机が用意されるということか。

こども育成環境整備 PT 主幹：5歳児については用意するが、4歳児以前の子については机を一人一つという状況ではない。

委員：小学校一年生になったときに机に着席できる子とそうでない子に分かれる。机に着席したら勉強の時間になるといった切替えに関わるのかなと思う。

こども育成環境整備 PT 主幹：カリキュラムを踏まえて教育課程の中で盛り込まれていくという風に認識している。就学前ということで幼稚園から来る子供達、保育所から来る子供達、認定こども園からくる子供達が落ち着いて活動できるような考え方を持っている。

委員：幼稚園は法律上、学校という位置づけになっている。認定こども園も学校に仲間入りしたということでもいいのか。

こども育成環境整備 PT 主幹：そのとおり。

委員：統合に伴っての認定こども園という考え方なのか。なぜ認定こども園なのか。

こども育成環境整備 PT 主幹：二見以北の地域の現状、子供たちの推計諸々を勘案して、久志幼稚園と瀬嵩保育所という施設を一つにし、認定こども園ということで0から5歳までの一貫した教育という流れを作っていくという言う風なことから認定こども園になっている。

委員：今回の以外のその他に関しては、今後進めていく必要はないということか。

こども育成環境整備 PT 主幹：どういった形で進めていくか今後の話し合いになる。

委員：東江幼稚園が活用されずに休園になっている状況があり、そのようなことを解決できる糸口と感じており、中長期的な展望が見えない中で、これをモデルケースに今後の対処に繋がるのであれば進めていくべきだと思う。

委員：小学校に上がる際に課題を残してはならないといった話があったが、これまでの幼稚園というのは一年度保育ということでもかなり厳しかったと思う。一年で全てのことを小学校に上がるまでに指導するというのは厳しかったと思う。そこで2年保育や、段階を分けて3年かけてやろうといったことがあったと思うので、時間を掛けてできる保育の大切さを知って貰いたい。

(採決の結果、原案のとおり承認)

・議案第23号 令和3・4年度名護市学校給食センター運営委員（監査委員）の委嘱について
（教育委員会総務課長兼給食センター長より説明）

委員：選任期間に空白期間があるが問題ないか。

教）総務課長兼給食センター長：令和2年8月31日に任期満了している。監査委員の職務としては決算の監査というものが主な職務となっているため空白期間があるが、新たなPTA会長が決まった段階で発令を行うため空白期間があっても問題ない。職務期間に合わせている。

委員：運営委員選任輪番制の中で調整中というのはどういうことか。

給食係長：屋部中に関しては給食センターが東江中に移ったことにより、順番の入れ替わりがあるため調整中となっている。

（採決の結果、原案のとおり承認）

・議案第24号 令和3年度5月人事異動について ※秘密会
（教育委員会総務課長兼給食センター長より説明）

（採決の結果、原案のとおり承認）



名護市教育委員会会議規則第26条の規定により署名する。

（会議録署名人）

教育長 岸本 敏孝

作成職員 仲原 真

